

令和7年度

子どもを育てる会総会

日時 令和7年4月25日（金） 14:00～14:20

場所 大和保育園 遊戯室



私立大和保育園

目 次

項 目	ページ
目次	1
令和7年度 子どもを育てる会役員名簿	2
私立大和保育園 子どもを育てる会規約（案）	3～6
令和7年度 子どもを育てる会 事業計画（案）および予算（案）	7
令和7年度 写真の購入方法について（案）	8

令和7年度 子どもを育てる会役員名簿

役 職	氏 名
会 長	<p>個人情報に関係上、氏名欄のHP掲載は差し控えさせていただきます。確認したい場合は、園長までお申し出ください。</p>
副会長	
書 記	
会 計	
写 真	

私立大和保育園

子どもを育てる会規約 (案)

(名称)

第1条 本会は私立大和保育園子どもを育てる会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所を一宮市大和町苅安賀字角出80 私立大和保育園内に置く。

(目的)

第3条 本会は保育園と家庭との連携を密にし、保護者と保育園職員の協力により保育の向上を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は目的達成のため次の事業を行う。

- 1 保育に関する知識の向上を図るための事業に関する事。
- 2 保育園と家庭との連絡および協力に関する事。
- 3 会員相互の親睦に関する事。
- 4 その他本会の目的達成および保育上必要と認める事。

(会員)

第5条 本会の会員は園児の保護者とする。

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------|----|---------|----|-------|----|
| 1) 会長 | 1名 | 2) 副会長 | 2名 | 3) 会計 | 4名 |
| 4) 書記 | 2名 | 5) 会計監査 | 2名 | 6) 写真 | 3名 |

(役員の仕事)

第7条 役員は会務全般の運営の中心となって協力し、事業を推進する。

また、役員はそれぞれ次の仕事を行う。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括し、会の議長を務める。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代理する。
- 3 会計は会計経理に関する業務を行う。
- 4 書記は会の庶務的事項を行う。
- 5 会計監査は会計を監査し、その結果を総会、役員会に報告する。
- 6 写真は園内行事写真に関する業務を行う。

(役職の選定)

第8条 役職の選定は次により行う。

- 1 会長、副会長、会計、書記、写真は役員相互選によって定める。
- 2 会計監査は前年度の会計が務める。

(役員任期)

第9条

- 1 役員任期は毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。
ただし留任を妨げない。
- 2 補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(会計)

第10条

- 1 経費
 - (1) 本会の経費は子どもを育てる会費、及びその他の収入をもってこれを充てる。
 - (2) 会費は年1,600円とする。
 - (3) 会計は会員より年1回集金し、銀行預金により管理する。
- 2 会計年度
この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。
- 3 会計監査
会計監査は年2回以上会計簿および収入支出の状況等を監査し、役員会、総会に報告しなければならない。
- 4 会計報告、承認
会計は本会の収入、支出予算および決算の報告を行い、総会の承認を得るものとする。

(簿冊)

第11条 本会には次の簿冊を備える。

- 1 会議録
- 2 会計簿

(会員等の弔慰金)

第12条 本会が支出する弔慰金の対象は次のとおりとする。

- 1 会員、園児及びその保護者、保育園職員、児童委員に不幸のあった場合。
- 2 保育園で発生した園児の負傷、疾病。
(2週間以上の入院を要するもの、もしくは1か月以上の欠席)
- 3 会員、児童委員の1か月の負傷、疾病。(児童本人、両親)
- 4 弔慰金等の額は、3,000円とする。

(園児名簿)

第13条 本会は、園児名簿を総会の出欠確認、集金袋の作成、卒園アルバムの作成に使用するものとする。

(規約の変更)

第14条 この規約は総会において会員の1/2以上の出席で、過半数の議決により変更することができる。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、必要に応じ役員会で協議し定める。

付則

- 1 この規約は、平成12年4月1日より施行する。
- 2 一部改正し、平成17年4月1日より施行する。
- 3 一部改正し、平成28年4月1日より施行する。
- 4 一部改正し、平成30年4月1日より施行する。
- 5 一部改正し、2019年4月1日より施行する。
- 6 一部改正し、2022年4月1日より施行する。
- 7 一部改正し、2023年4月1日より施行する。
- 8 一部改正し、2024年4月1日より施行する。
- 9 一部改正し、2025年4月1日より施行する。

私立大和保育園 子どもを育てる会規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(会計)</p> <p>第10条</p> <p>1 経費</p> <p>(2) 会費は年1,600円とする。</p>	<p>(会計)</p> <p>第10条</p> <p>1 経費</p> <p>(2) 会費は年1,600円とする。 ただし、年度途中の入園児において、 入園した月がその誕生月をすでに経過している場合にあっては、400円を差し引くものとする。</p>	(変更)
<p>(園児名簿)</p> <p>第13条 本会は、園児名簿を総会の出欠確認、 集金袋の作成、卒園アルバムの作成 に使用するものとする。</p> <p>以降、条項数繰り下げ</p>	—	(追加)

令和7年度

子どもを育てる会 事業計画（案）および予算（案）

1 事業計画案

子どもを育てる会総会 4月25日（金）

子どもを育てる会総会 3月13日（金）

※学年毎での行事が増えたため、事業を行うことが困難となっております。
何かご提案がございましたら提供頂きますよう宜しくお願いします。

2 予算案

【単位：円】

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
子どもを育てる会会費 (¥1,600×134名)	214,400	修了記念（花代含む）	201,450
		弔費 (弔慰金、図書カード途中退園費)	15,835
前年度繰越金	24,681	誕生カード写真代	5,896
		雑費	15,900
計	239,081	計	239,081

令和7年度

写真の購入方法について（案）

1 行事写真

《お申し込み方法》

写真店(フォトカラー名古屋)のインターネット注文画面
(サイト名：フォトギャラリーネットサービス <https://www.photo-gallery.jp/>)に
IDとパスワードと画面に指示された文字を入力後、写真を選んで買い物かごに入れ
注文の手続きを経て購入の申し込みを行います。

兄弟、姉妹のいらっしゃる方はまとめてお申し込みいただけます。

《金額》

写真は1枚70円、集合写真は1枚400円です。

《お支払い》

クレジットまたはコンビニ前払いとなります。

クレジットの場合はカード番号を入力して決済。

コンビニ前払いの場合は1回につき280円の手数料がかかります。

《お渡し》

写真は、お迎え時に保護者へお渡しします。

2 年長児 卒園アルバム

卒園アルバムは7,400円です。

支払い方法は行事写真同様インターネットでの注文となります。

2026年2月にアルバム代お支払い、仕上がりは2026年8月予定です。

保育園へ直接受け取りに来ていただきます。

●申し込み期限を過ぎてしまった場合は、各自直接写真屋さんへお申し込みください。

〈株式会社フォトカラー名古屋〉

〒491-0914 一宮市花池4丁目24-7 TEL 0586-46-2057

尚、その後訂正・変更などありましたらお便りにてご連絡いたします。